

日本血管外科学会認定血管内治療医制度施行細則

(諸費用)

第1条 諸費用を以下に定める。

1. 血管内治療医の審査料 10,000 円、認定料 10,000 円とする。
2. 既納の審査料、認定料は返却しない。

(認定期間および認定証の発行)

第2条

1. 「日本血管外科学会認定血管内治療医制度規則」第2章第3条第1項の規定による認定者には、理事会承認日を認定日とし認定証を発行する。

(審査)

第3条

1. 書類不備及び提出症例の不足等による申請の再提出は、一度に限りこれを認める。当該再提出において、再度、書類・症例等の不備があった場合は、当該申請はこれを取り消し、その後1年間は申請を認めない。
以降、再申請に際しては、改めて申請料の支払いを要する。

附則1 この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。

附則2 この規則は、平成25年2月27日より改正する。

附則3 この規則は、平成28年5月25日より改正する。

附則4 この規則は、平成30年5月23日より改正する。

附則5 この規則は、令和元年6月20日より改正する。